



平成 29 年 1 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 Nuts
代表者名 代表取締役社長 森田 浩章
(コード : 7612)
問合せ先 総務部長 尾崎 孝
(TEL. 03-3568-5020)

最低保証許諾料の会計処理に関するお知らせ

当社は、平成28年12月27日付「最低保証許諾料の払込完了に関するお知らせ」で開示しましたとおり、最低保証販売に関する覚書締結による最低保証許諾料の払込が完了しております。

当社は、大手音楽関連事業者X社がパチンコ・パチスロ遊技機製造メーカーY社から受領するIP（タレント・アーティスト・アニメなどを使用したキャラクターの名称等、音楽・映像等）の使用権に関する対価の請求・受領・支払等を代理して行う権限を有しておりますが、この度、当該権限に基づきY社から受領した最低保証許諾料の会計処理について、現時点においては売上計上すべき性質のものではないため、前受金（全額）で処理することといたしましたのでお知らせいたします。

当該最低保証許諾料に関する売上及び原価の計上時期は、X社が有しているコンテンツを使用した遊戯機のY社による販売時点となるため、現時点では未定であります。また、Y社における販売台数が覚書による最低保証販売台数に達しなかった場合でも、既に払い込まれた最低保証許諾料の返還の義務を要さないこととなっております。そのため、契約満了時点（平成31年7月）においてY社による販売が最低保証販売台数に達しなかった場合には、最低保証許諾料の内、販売が完了したことに伴い売上計上したものを除いて、残額については、計上時期（平成32年3月期）に監査法人と協議の上、適切な勘定科目にて収益計上する予定です。

今後の販売時期及び各期の販売台数（以下、「販売時期等」といいます。）に関しましては、今後の協議により変動することとなるため、本日開示いたしました「平成29年3月期業績予想の公表に関するお知らせ」には最低保証許諾料は織り込んでおりません。今期及び来期以降の業績見込みに関しましては、販売時期等が判明次第速やかに開示いたします。

以上